

豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を
公布する。

平成31年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第12号

豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）
- 第 2 章 給水装置工事（第 4 条―第 14 条）
- 第 3 章 給水（第 15 条―第 18 条）
- 第 4 章 料金、加入金及び手数料（第 19 条―第 27 条）
- 第 5 章 貯水槽水道（第 28 条）
- 第 6 章 雑則（第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、豊能水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める豊能水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（届出義務者）

第 3 条 条例第7条第1項各号及び第2項各号に該当するときの届出義務者は、次のとおりとする。

- (1) 給水を受けることを中止するとき 使用者
- (2) 給水装置を廃止するとき 所有者
- (3) 給水装置の用途を変更するとき 使用者
- (4) 使用者に変更があったとき 使用者
- (5) 所有者に変更があったとき 所有者
- (6) 代理人に変更があったとき 所有者又は代理人
- (7) 管理人に変更があったとき 使用者、所有者又は管理人
- (8) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者
- (9) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったとき 使

用者

(10) 消防のため給水装置を使用したとき 使用者

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第4条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

2 条例第10条第2項の規定により、第1項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の同意書の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の同意書

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の同意書又は工事申込者の誓約書

3 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

(給水装置工事の定義)

第5条 条例第10条第1項の給水装置工事は、次に定めるところによる。

(1) 新設工事は、配水管又は給水管から分岐して新たに給水装置を設置するもので、次号及び第3号に該当しないものをいう。

(2) 改造工事は、既設給水装置の全部又は主要な部分に変更を加えるものをいう。

(3) 増設工事は、既設給水装置のメーター以降において、新たに給水管及びこれに直結する給水用具を設置するもの並びに受水槽を有する施設等の増設の工事で前号に該当しないものをいう。

(4) 修繕工事は、既設給水装置の部分的な修繕及び取替えをするものをいう。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定するものは除く。

(5) 撤去工事は、既設給水装置の全部又は一部を撤去するものをいう。

(給水装置工事の施行範囲)

第6条 条例第11条第1項に規定する給水装置工事の施行の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、配水管又は給水管との分岐部から給水栓まで

(2) 受水槽を設けるものにあつては、配水管又は他の給水管との分岐部から受水槽の給水口まで

(3) 配水管又は給水管の分岐部以降メーターまでの給水装置工事の施

行に関し必要な事項は、別に定める。

(設計審査)

第7条 条例第11条第2項の設計審査は、条例第12条に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに条例第13条に規定する給水管及び給水用具の指定、施行方法等の基準への適否を確認することをいう。

2 指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）は、条例第11条第2項の設計審査を受けるため、第4条第1項の申込書に設計図を添えて、企業長に提出しなければならない。

(工事検査)

第8条 条例第11条第2項の工事検査は、前条第1項に規定する基準等に適合した申込書に基づく施行の適否を確認することをいう。

2 指定事業者は、条例第11条第2項の工事検査を受けるため、配水管又は給水管から分岐を行う場合又は工事完了後において、速やかに所定の事項を記載した申請書を企業長に提出しなければならない。

3 指定事業者は、工事検査の結果補修を求められたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて工事検査を受けなければならない。

(給水装置の構造)

第9条 給水装置は、給水管及びこれに直結する分水栓、止水栓、給水栓、給水器具及びメーター等をもって構成し、メーターボックスその他の付属用具を備えなければならない。ただし、企業長が必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

(受水槽の設置)

第10条 一時に多量の水を使用する箇所その他企業長が必要と認める箇所には、受水槽を設けなければならない。

2 前項の受水槽の設置基準は、別に定める。

(給水装置の材質及び施行)

第11条 給水装置は、水圧、土圧その他の荷重に対し十分な耐力を有し、水が汚染されず、かつ、漏れるおそれがないように設計及び施行しなければならない。

2 給水装置には、凍結、破壊、浸食等を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

3 給水装置には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等を直結してはならない。

4 給水装置には、井戸水その他の供給管と直結してはならない。

5 給水装置には、給水管への汚水又は供給する水以外の水の逆流を防止するため、適当な措置を講じなければならない。

(給水装置の分岐口径)

第12条 配水管又は給水管からの分岐口径は、給水装置による水の使用量その他の事情を考慮して企業長が別に定める。

(給水装置工事の費用負担)

第13条 条例第14条ただし書の企業長が特に必要があると認めるときは、分岐部以降メーターまでにおける給水装置の修繕又は撤去の工事（以下「修繕等」という。）とする。ただし、修繕等を企業長が行ったときは、それに要した費用の実費額を工事申込者の負担とすることができる。

（工事費の算出方法）

第14条 条例第15条第3項の工事費の算出に関し必要な事項は、次に定めるところによる。

- （1）材料費は、使用材料の数量に別に定める材料単価額を乗じて算定する。ただし、燃料及び接合材料等の使用数量は、企業長が定める。
- （2）運搬費は、建設機械器具等の運搬に要する費用で、積算方法等は、別に定める。
- （3）労力費は、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業については、それぞれの作業に要する労力費の算定歩掛にその作業に従事する配管工及びその他の労務者賃金の額を乗じて算定する。この場合における労力費の算定歩掛、配管工及びその他の労務者賃金の額は、別に定める。
- （4）道路復旧費は、道路管理者の定めるところによる。
- （5）間接経費は、監督料、損料及び事務経費とし、別に定める。

第3章 給水

（給水契約の申込み）

第15条 条例第19条の規定による申込みは、所定の事項を記載した申込書の提出をもって行うものとする。

（メーターの設置等）

第16条 メーターは、次に定めるところにより設置する。ただし、これにより難いときは、その都度企業長が定める。

- （1）給水栓まで直接給水するものについては、宅地ごとに1個とする。ただし、集合住宅等で企業長が必要と認めるときは、当該集合住宅等ごとに1個とすることができる。
- （2）受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに1個とする。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- （3）メーターは、給水管の分岐口径と同口径を標準とする。
- （4）メーターは、道路から容易に点検ができ、交換に支障がない位置に設置する。

2 保管者は、メーターの設置場所にその点検若しくは機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

3 企業長が必要と認めるときは、メーターの設置場所の変更をさせることがある。

4 保管者は、メーターの位置を変更しようとするときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

5 前2項に規定する変更に必要な費用は、使用者又は所有者が負担しなければならない。

(メーターの損害賠償)

第17条 条例第21条第3項に規定する損害の賠償額は、別表に定めるとおりとする。

(給水装置及び水質の検査の請求)

第18条 条例第24条第1項の検査の請求者は、企業団が行う当該検査に立ち会わなければならない。ただし、企業長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 条例第24条第2項の特別な費用を要したときは、次に掲げるときとする。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金)

第19条 条例第26条第1項の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	公共用又は臨時用の用途以外の用に供するもの
公共用	国又は地方公共団体の用に供するもの
臨時用	工事の施工、臨時的事業その他一時的に使用するもの

3 1月の使用水量が基本料金に係る使用水量の限度に達しない場合であっても、所定の基本料金を徴収する。

(使用水量の端数処理)

第20条 条例第28条(第4項を除く。)の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。ただし、メーターの取付け又は取外しをした月は、この限りでない。

2 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用水量の認定)

第21条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 前6月の平均使用水量とする。ただし、使用者が該当する6月の間居住していない場合又は生活状況が著しく異なる場合は、月数を

短縮することができる。

(2) 前年同月の使用水量とする。

(3) 前2号に該当しない場合は、計量不能月後の1月の平均使用水量とする。ただし、使用者が該当する1月の間居住していない場合又は生活状況が著しく異なる場合は、日数を短縮することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第22条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止した場合において使用日数が15日以内のときは、基本料金の額を2分の1として算定する。

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の用途による。

3 条例第30条第1項第3号に規定する計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の口径による。

4 集団住宅等(独身寮等を除く。)に設置されている1個のメーターにより計量された料金は、使用水量を共用給水装置の所有者又は管理人の届出により企業長が認めた専用給水装置の使用戸数(以下「戸数」という。)で除した水量をもって条例別表第1第4項に定めるところにより算定した額に戸数を乗じて算定する。

(一時使用の場合の概算料金の前納)

第23条 条例第34条の規定による概算料金の前納は、給水装置の新設、改造及び増設の工事(以下「給水装置の新設等の工事」という。)に伴い、一時的に給水装置を使用する場合に行わなければならない。ただし、他の給水装置を使用して当該工事を施行できる場合はこの限りでない。

(一時使用の場合の概算料金の算定方法)

第24条 前条の概算料金の額は、給水装置の新設等の工事をする建物の総床面積に条例別表第1第4項の臨時用の料金を乗じて得た額とする。

2 前項以外の場合については、使用予定期間1月につき60,000円とする。

(加入金)

第25条 加入金は、次の各項の規定により納付しなければならない。

2 集団住宅等で各戸にメーターを設置せず、1個のメーターで給水する場合は、各戸の給水管と同一口径のメーターが各戸に設置されたものとみなし、各戸ごとに算定した加入金の合計額と取り付けられるメーターの口径に係る加入金の額とを比較して、そのいずれか多い方の額とする。ただし、加入金を納付した後において、戸数が増加する場合は、その都度加入金を算定し、不足額を納付させるものとする。

- 3 受水槽により給水する場合は、受水槽に設置してあるメーターの口径に係る加入金と給水管と同一口径のメーターが設置されたものとみなした加入金とを比較して、そのいずれか多い方の額とする。
- 4 1戸に2個以上のメーターが設置されているものを1個のメーターに統合する場合においては、統合したメーターの口径に係る加入金の額が統合前のメーターの口径に係る加入金の合計額を超える場合に限りその差額とする。
- 5 既設給水装置のメーターを通過して分岐し、給水装置を新設するが別個にメーターを設置しない場合においても、社会通念により、構造上及び利用上独立性があると認められるときは、給水管と同一口径のメーターが設置されているものとみなし、その口径により加入金を納付しなければならない。

(竣工検査手数料)

第26条 条例別表第5第4項第6号の工事検査手数料とは、次の検査又は確認時の手数料をいう。

- (1) 配水管又は給水管からの分岐部以降メーターまでの検査
- (2) メーター以降新たに設置する給水管若しくはこれに直結する給水用具又は受水槽を有する施設等の設計・竣工^{しゅん}図等の確認

(料金の領収)

第27条 料金を徴収する場合に交付する領収書は、納入通知書を用い企業出納員若しくは現金取扱員の領収印又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関の印があるものに限り有効とする。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第28条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に給水栓における

水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(豊能町との水道事業の統合に伴う経過措置)

2 この規程の施行の日前に、豊能町水道事業事務分掌規程等を廃止する規程（平成31年豊能町水道管理規程第1号）第17号の規定による廃止前の豊能町水道事業給水条例施行規程（平成10年豊能町水道管理規程第3号）その他の水道事業に関する規程（以下「町規程等」という。）の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。

別表（第17条関係）

メーターの賠償額

1年未満	時価の全額
1年以上2年未満	時価の10分の9
2年以上3年未満	時価の10分の8
3年以上4年未満	時価の10分の7
4年以上5年未満	時価の10分の6
5年以上	時価の10分の5